

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）  
☎0155-5741251  
役場住民課戸籍年金係 ☎5741251

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。送付スケジュールは次のとおりです。

	発送時期	対象者
①	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和6年2月上旬	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等については、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載される予定（令和5年10月上旬予定）ですので、ぜひご利用ください。

また、同ホームページにお客さまからの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設される予定（令和5年10月下旬予定）です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談については、次のダイヤルでもお受けしています。

### ねんきん加入者ダイヤル

電話番号（ナビダイヤル）0570-003-004

050 から始まる電話は（東京）03-6630-2525

<受付時間>

- ・ 月～金曜日 8：30～19：00
- ・ 第2土曜日 9：30～16：00
- ・ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

### 年金相談・手続きの際はご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」を、ぜひご利用ください。

- 予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- お申込の際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。
- 予約相談実施時間  
月曜日 9：00～18：00 / 火～金曜日 9：00～16：00  
第2土曜日 10：00～15：00

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！

0570-05-4890 月～金曜（平日）8：30～17：15

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険 第三者行為についてのお知らせ

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市）  
☎011-5741251  
役場福祉課保険係 ☎5741251

## 交通事故など第三者の行為により、けがや病気になったときは？

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によって、けがや病気になったとき、本来、治療費（過失相当分）は加害者が全額負担するのが原則です。しかし、現実的には話し合いや賠償請求が遅れるため一時的に健康保険の給付を受けて治療することができます。

このとき健康保険（国保・後期）で負担した費用は、加害者に代わり一時立て替えている状況になるので、後日加害者へ損害賠償請求をすることになります。

医療費適正化の取組として、第三者行為によるけがの可能性のある方への負傷原因照会を行うことがあります。回答にご協力をお願いします。

### 第三者行為とは？

- ・ 相手のある交通事故（同乗者含む）
- ・ 他人のペットに噛まれた
- ・ 購入食品や飲食店等での食中毒
- ・ 他人からの暴力行為 など

### 役場福祉課保険係の窓口にも必ず届出しましょう

第三者行為により保険証を使用する場合は必ず福祉課保険係へ第三者行為による被害届の提出をしてください。また安易な示談はさけて事前に相談してください。（法令により、速やかに医療保険者に届出をすることが義務付けられています。）

### 警察に届出しましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届け出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

### 届出に必要なもの

- ・ 第三者行為による被害届（保険係の窓口にあります）
- ・ 保険証
- ・ 被保険者の印鑑
- ・ 事故証明書（後日でも可）など

詳しくは福祉課保険係へご相談ください。

### 必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

### ジェネリック医薬品の利用について

○ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される医薬品です。先発医薬品の特許期間（20～25年）終了後に、厚生労働省の承認を得て製造・販売されるもので、先発品と同じ有効成分で同等の効果が期待でき、低価格での提供が可能です。

○ジェネリック医薬品の処方希望される場合は、医師や薬剤師に相談してください。「ちょっと不安」という場合は、短期間だけジェネリック医薬品を試すことができ「お試し調剤」を利用することもできます。（保険証やお薬手帳にジェネリック医薬品希望シール（カード）を貼って、利用希望の意思を伝えることができます）

#### 【効き目・安全性について】

先発医薬品と同様に様々な基準を守って製造され、厚生労働省が効き目や安全性について審査し、クリアしたものが承認されています。

※すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限らず、治療内容によっては、適さない場合があります。ご不明な点は、医師・薬剤師に相談してください。

#### 【価格について】

ジェネリック医薬品を利用すると、新薬より3割から5割以上安くなるものもありお薬代の節約につながります。

#### 【かかりつけの医師・薬剤師をもちましょう】

○日頃から、かかりつけの医師や薬剤師をもって処方されている薬の情報を把握してもらっておくのが安心です。

○自分の処方されている薬がわかるように、お薬手帳を1冊にまとめて持ちましょう。